

公立医療機関等の厳しい経営状況に対する支援策を求める意見書

現在、医療機関の経営は人件費の増加や物価高騰の影響により業務に要する費用が大きく増加し、非常に厳しい状況に置かれている。令和6年に診療報酬改定が行われたが人材確保に向けた処遇改善への対応が十分に反映されていない。加えて、最近の原材料費や輸送費などの急激な物価高騰のため、診療報酬による収入では、費用の増加分を賄うことができない状況であり、経営努力だけで対応するには限界がある。

診療報酬は公定価格であり、費用増加分を価格に転嫁できないことから、経常損失を生じた公立病院の割合が、令和4年度の約3割から令和5年度には約7割へと急増し、令和6年度は更に悪化が予想されるなど、急速に経常状況が悪化している。

こうした中、公立医療機関は、僻地での医療、救急・小児・周産期・災害・精神など採算性の低い分野の医療、高度・先進医療や感染症対応など地域に不可欠な政策医療を広く担っている。さらに近隣自治体からの救急搬送や他医療機関からの紹介患者の受け入れを行うなど地域医療の中核としての役割を果たしている。しかし、国に準拠した給与改定等により人件費が増加する中、特に急性期病院では、医療の高度化に伴う薬剤、医療機器や診療材料の価格高騰に対し診療報酬が十分に確保されていないことから、収支の悪化を招き、多くの自治体病院では地方公営企業法に基づく一般会計からの繰出金を充当しても経常収支がマイナスとなっている。

こうした状況が続けば、地域で必要とされる診療が困難となるばかりか地域全体の医療体制が崩壊し住民の生命と健康が脅かされる事態も懸念される。

よって、国におかれては、公立医療機関が持続的に地域医療を提供できるよう、次の事項について早急に検討・実施されることを強く要望する。

- 1 医療機関の経営安定化を図るため、令和8年度診療報酬改定において物価・賃金の上昇を反映した改定を行うとともに、緊急的な財政支援措置を講じること。
- 2 診療報酬制度における入院基本料およびベースアップ評価料について、実態に即した評価を行い、必要に応じて令和6年度改定時まで遡及して措置を講じること。
- 3 病院に対する消費税制度について診療報酬による補填の大幅な改善を行うこと。
- 4 資金繰りの円滑化に資するため地方債を含めた幅広い財政支援を充実させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年10月1日

羽 島 市 議 会

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣